2027（令和９）年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

１　2027（令和９）年度国民健康保険事業費納付金等の算定ルールについて

県は財政運営の責任を担うこととなっており、県が算定する納付金及び標準保険料率の算定ルールについては、**厚生労働省が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」に沿って、毎年度、県と市町村で協議して決定**している。

今年度市町村と合意した 2027（令和９）年度における国民健康保険事業費納付金等の算定ルールについて、御意見等があればお願いしたい。

２　納付金・標準保険料率算定の流れについて

① 保険給付費及び納付金算定基礎額の算出について

被保険者数及び診療費をもとに 2027（令和９）年度県全体の保険給付費等の見込み額を推計する。その保険給付費等の見込み額から**国・県の公費や決算剰余金等を差し引くことで、納付金算定基礎額を算出**する。

② 各市町村の納付金額の算出について

各市町村の納付金の額は、納付金算定基礎額を各市町村の被保険者数及び所得総額で按分し、医療費水準を反映させた額となる。

＜参考：医療費水準の反映について＞

医療費水準が高い市町村ほど納付金額は高く算定されることとなるが、各市町村の医療費水準の差異を納付金算定にどの程度反映させるかを定める数値であるαについては、医療費水準をすべて反映するα＝１から、医療費水準を反映させないα＝０の間で設定することとされている。**国の方針では、国民健康保険財政を安定化させるため、医療費水準を徐々に市町村単位ではなく、都道府県単位で反映させ、保険料の変動を抑制することを目指している。**

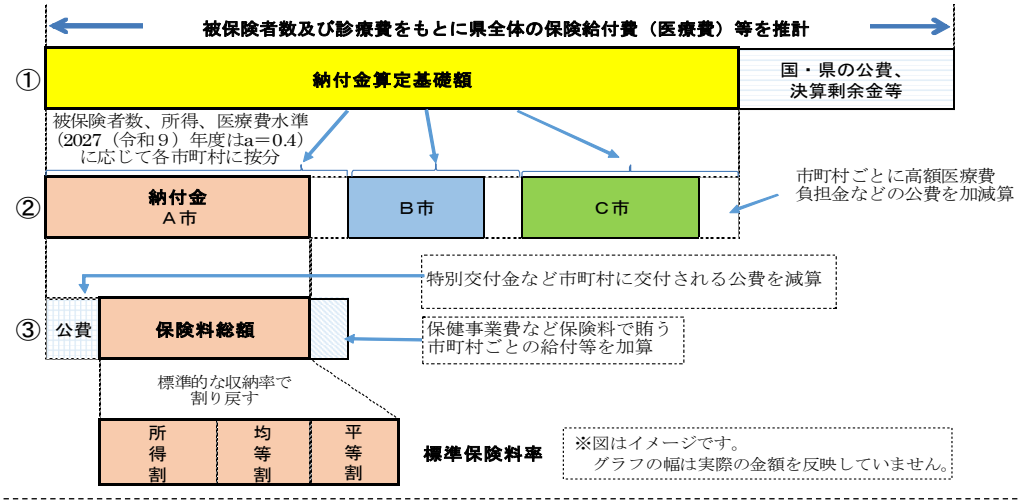
本県では、最終的に 2029（令和 11）年度の納付金でα＝０とすることを市町村と合意しており、2027（令和９）年度の納付金算定ではα＝0.4 として、納付金の算定を行うこととする。

③ 各市町村の標準保険料率の算定について

各市町村の納付金から、市町村に交付される**公費を減算**し、**保健事業等の保険料で賄う給付費等を加算し、保険料総額を算出する。**それを、**標準的な収納率で割り戻すことで、各市町村の標準保険料率を算定**する。

※市町村は、標準保険料率を参考とし、実際に賦課する保険料率を決定する。

＜参考：納付金・標準保険料率算定の流れ（①～③）＞



資料２

３　その他（決算剰余金について）

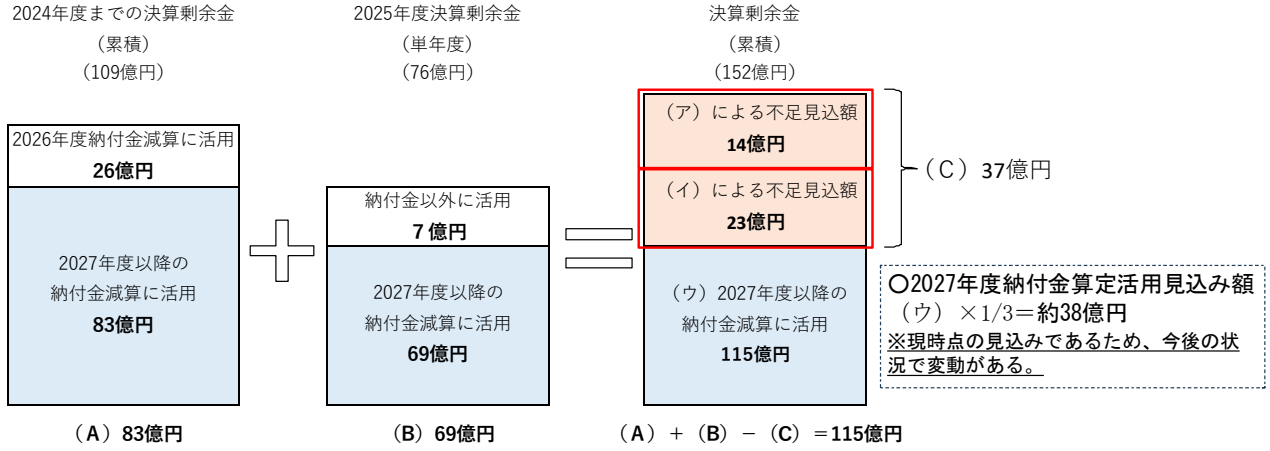
2025（令和７）年度の決算剰余金のうち、国庫返還金等を除いた額は約 152 億円となったが、（ア）2026（令和８）年度の保険給付費見込みによる財源不足（約 14 億円）及び（イ）国による前期高齢者交付金の算定誤りによる財源不足（約 23 億円）が見込まれるため、決算剰余金を充当する可能性がある。

この結果、市町村と合意した決算剰余金の活用ルールに基づき、**財源として不足する見込みである約 37 億円（14 億円＋23 億円）については、決算剰余金を充当するため、その分を除いた（ウ）約 115 億円が 2027（令和９）年度以降の納付金減算に活用可能な決算剰余金**となった。

2027（令和９）年度の納付金算定においては、累積額の３分の１（約 38 億円）を活用することが可能であるため、県全体で減算するように反映する。

ただし、予期せぬ保険給付費の増加や、未確定である公費等の交付状況等により、やむを得ず活用額が変わる可能性がある。

＜参考：決算剰余金活用イメージ図＞



４　スケジュールについて

2027（令和９）年度納付金等の算定スケジュール予定は以下のとおり。

No	内容	日程
	（2026（令和８）年度）	
①	2027（令和９）年度納付金等の算定ルールについて、市町村と協議	８月～10 月
②	国から仮係数の提示	10 月下旬
③	**第１回愛知県国民健康保険運営協議会において、算定ルールを審議**	**11 月６日（今回）**
④	納付金等仮算定結果の市町村への提示	11 月 20 日頃
⑤	国から確定係数の提示	12 月末
⑥	納付金等本算定結果の市町村への提示	１月中旬
⑦	第２回愛知県国民健康保険運営協議会において、納付金算定結果を審議	２月上旬～中旬
⑧	愛知県ホームページにおいて、標準保険料率を公表	２月下旬
	（2027（令和９）年度）	
⑨	県から市町村へ納付金額を通知	４月上旬